

## 浜松市メール119システムの設置と運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害のため、音声による119番通報が困難な者が、携帯電話等の電子メールにより救急自動車又は消防自動車の出動要請を行うことができる体制を確保することを目的とする浜松市メール119システムの設置及び運営について必要な事項を定める。

### (メール119システムの設置)

第2条 市は、携帯電話等の電子メールにより救急自動車又は消防自動車の出動要請が行われた際、当該電子メール(以下「119メール」という。)を浜松市消防局消防指令センターにおいて受信する、浜松市メール119システム(以下「メール119システム」という。)を浜松市消防局(以下「消防局」という。)に設置する。

### (利用可能な地域)

第3条 119メールの発信により、メール119システムがこれを受信し、その発信及びこれに係る通報に対する対応は、浜松市内に限るものとする。

### (利用対象者)

第4条 119メールにより、救急自動車又は消防自動車の出動要請を行うことができる者は、浜松市内に居住、通勤又は通学する者のうち、次の各号のいずれかの条件に該当する者とする。

- (1) 聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の障害により障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 前号に類する者で市長が特に必要があると認める者

### (利用の申込み)

第5条 119メールを利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、申込書(別記様式1)を市長に提出しなければならない。

### (利用の決定・登録)

第6条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その適否を審査し、119メールの利用者(以下「利用者」という。)として決定した場合は、メール119システムに登録する。なお、利用者に該当しないと決定した場合は、非該当通知書(別記様式2)により申込者に通知するものとする。

2 前項前段の規定により登録を行ったときは、登録完了の旨を電子メールにより利用者に通

知する。

(変更等)

第7条 市長は、利用者から記載事項の変更又は利用解除の申込みがあったときは、記載内容を確認したうえで、内容を変更し、又は登録を削除する。なお、記載内容が不明な場合は、利用者にその確認を行うものとする。

(登録の削除)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、メール119システムから登録を削除すものとする。

(1) 虚偽の申込みであると判明したとき。

(2) 不正な使用をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前2号に類すると市長が判断したとき、その他市長が登録を取り消す必要があると認めたととき。

第9条 消防局は、119メールにより緊急の通報を受信したときは、浜松市消防通信規程(平成20年浜松市消防本部訓令甲第6号)に定めるところによる通報として処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 1

浜松市メール 119 システム ( 利用申込・変更・利用解除 ) 申込書

平成 年 月 日

( あて先 ) 浜松市長

申請者 氏名  
住所

浜松市メール119システムの(利用申込・記載事項の変更・利用解除)について、利用案内の注意事項を承諾のうえ、申込みます。

1 利用者 ( 居住者・通勤者・通学者 )

ふりがな		生年月日 (大正、昭和、平成)	性別
氏名		年 月 日	男・女
住所	〒		
障がいの状況	聴覚・音声機能 ・言語機能	・そしゃく機能	障害者手帳番号
メール アドレス	ふりがな	アドレスの@マークから前の部分のふりがなを記入してください。(読み間違えを防ぐため)	
	アドレス	アドレスは正確に記入してください。(パソコンの場合は、自宅で使用するもの)	
連絡先	<電話番号>	<備考>	

通勤者、通学者のみ記入【勤務先又は通学先の名称、所在地及び電話番号】

ふりがな		
名称		
住所	〒	電話番号

メール119システムは利用者の方が浜松市内での救急、火災などの通報に利用する場合のみ使用することができます。

2 緊急時の連絡先

緊急時や登録内容の確認などにご協力をいただける方をできるかぎり記入してください。

ふりがな		電話番号	
氏名	関係(家族・その他)	住所	
ふりがな		電話番号	
氏名	関係(家族・その他)	住所	

申込書は、最寄りの窓口(浜松市消防局情報指令課、浜松市障害保健福祉課又は各区役所社会福祉課)へお持ちください。郵送の場合は、浜松市消防局情報指令課へ

別記様式 2

浜松市メール 1 1 9 システム利用者非該当通知書

平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市メール119システムの利用申込について、非該当と決定しましたので、通知します。

次の理由により、浜松市メール119システムへ利用者として登録することができません。